2　法第三十八条第三項に規定する政令で定める交付の取扱者は、同項に規定する投資信託等又は公社債等に係る法第九条の三の二第一項に規定する上場株式等の配当等の国内における同項に規定する支払の取扱者に該当するものとする。

3　法第三十八条第五項に規定する政令で定める交付の取扱者は、同項に規定する投資信託等の受益権又は公社債等に係る法第三条の三第二項に規定する国外公社債等の利子等又は法第八条の三第二項に規定する国外投資信託等の配当等の国内におけるこれらの規定に規定する支払の取扱者に該当するものとする。

4　法第三十八条第五項に規定する投資信託等又は公社債等に係る同項に規定する償還金等につき国内における同項に規定する交付の取扱者を通じてその交付を受ける場合には、所得税法第二百二十八条第二項又は所得税法施行令第三百四十六条第五項において準用する同令第三百四十二条第四項の規定の適用については、当該償還金等の交付を受ける者をこれらの規定に規定する株式等の譲渡の対価のこれらの規定に規定する支払を受ける者とみなす。

第二十五条の十七第十二項中「第二十四項」を「第二十七項」に改め、同条第十八項中「又は特定贈与等」を「、特定贈与等」に改め、「受贈公益法人等に贈与しようとする場合」の下に「又は同条第十項に規定する譲渡法人が同項の規定により同項に規定する財産等を同項に規定する譲受法人に贈与をしようとする場合」を加え、同条第二十四項を同条第二十七項とし、同条第二十三項中「第四十条第十三項」を「第四十条第十四項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十二項中「第四十条第十三項」を「第四十条第十四項」に、「同条第十三項」を「同条第十四項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十一項を同条第二十四項とし、同条第二十項中「第四十条第十一項」を「第四十条第十二項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第十九項の次に次の三項を加える。

20　法第四十条第十項に規定する幼稚園又は保育所等を設置する者に係る政令で定める要件は、同項に規定する特定贈与等を受けた公益法人等の次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める要件とする。

一　法第四十条第十項に規定する幼稚園（以下この号及び次項において「幼稚園」という。）を設置する者　当該幼稚園の廃止若しくは設置者の変更（当該設置する者が当該幼稚園の設置者たることをやめようとするものに限る。）の認可（学校教育法第四条第一項に規定する認可をいい、当該設置する者の解散（当該解散による残余財産の分配又は引渡しにより法第四十条第十項に規定する財産等を同項に規定する譲受法人に移転する場合に限る。次号において同じ。）に伴うものを除く。以下この号において同じ。）を受け、又は当該認可の申請をしていること。

二　法第四十条第十項に規定する保育所等（以下この号及び次項において「保育所等」という。）を設置する者　当該保育所等の次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める要件

イ　保育所（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。ロ及び次項において「認定こども園法」という。）第二条第三項に規定する保育所をいう。以下この号及び次項において同じ。）　当該保育所の廃止の承認（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十五条第十二項に規定する承認をいい、当該保育所を設置する者の解散に伴うものを除く。イにおいて同じ。）を受け、又は当該承認の申請をしていること。

ロ　保育機能施設（認定こども園法第二条第四項に規定する保育機能施設をいう。ロ及び次項第三号ロにおいて同じ。）　当該保育機能施設の設置者変更の届出（当該保育機能施設の設置者の変更を事由とする児童福祉法第五十九条の二第二項の規定による届出（当該設置する者が当該保育機能施設の設置者たることをやめようとするものに限る。）をいい、当該設置する者の解散に伴うものを除く。）を行つていること。

21　法第四十条第十項に規定する幼保連携型認定こども園、幼稚園又は保育所等を設置しようとする者に係る政令で定める要件は、同項に規定する他の公益法人等の次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める要件とする。

一　法第四十条第十項に規定する幼保連携型認定こども園（以下この項及び次項において「幼保連携型認定こども園」という。）を設置しようとする者　幼保連携型認定こども園（財務省令で定めるものに限る。）の設置の認可（認定こども園法第十七条第一項に規定する認可をいう。以下この号において同じ。）を受け、又は当該設置の認可の認定こども園法第十七条第二項の申請をしていること。

二　幼稚園を設置しようとする者　幼稚園（財務省令で定めるものに限る。）の設置若しくは設置者の変更（当該設置しようとする者が新たに当該幼稚園の設置者となるものに限る。）の認可（学校教育法第四条第一項に規定する認可をいい、幼保連携型認定こども園（財務省令で定めるものに限る。）を設置することを目的として受けるものに限る。以下この号において同じ。）を受け、又は当該認可の申請をしていること。

三　保育所等を設置しようとする者　保育所等の次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める要件

イ　保育所　保育所（財務省令で定めるものに限る。）の設置の認可（児童福祉法第三十五条第四項に規定する認可をいい、幼保連携型認定こども園（財務省令で定めるものに限る。）を設置することを目的として受けるものに限る。イにおいて同じ。）を受け、又は当該認可の申請をしていること。

ロ　保育機能施設　法第四十条第十項に規定する譲渡法人が設置していた保育機能施設につき、その設置者の変更（当該設置しようとする者が新たに当該保育機能施設の設置者となるものに限る。）を事由とする児童福祉法第五十九条の二第二項の規定による届出（当該設置しようとする者が幼保連携型認定こども園（財務省令で定めるものに限る。）を設置することを目的として行われたものに限る。）が行われていること。

22　法第四十条第十一項の規定により読み替えて適用される同条第五項後段に規定する政令で定める事業は、同条第十項に規定する譲受法人の前項各号に規定する認可又は届出に係る幼保連携型認定こども園を設置し、運営する事業とする。

第二十六条第五項中「第二十六条の三まで」を「この条及び第二十六条の三」に、「第二十一項」を「第二十三項」に改め、同条第六項第二号中「第二十二項第二号」を「第二十四項第二号」に改め、同条第八項各号、第九項第一号から第四号まで及び第六号、第十一項各号、第十二項第三号、第十六項各号、第十七項各号、第十八項並びに第十九項中「同条第五項」を「同条第十項」に改め、同条第二十項中「第四十一条第五項に規定する政令で定めるもの」に改め、「又は都市の低炭素化の促進に関する法律第二条第三項に規定する低炭素建築物に該当するものであること」を削り、同条第二十三項第三号」を「第二十五項第三号」に、「第二十四項」を「第二十六項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十七項を同条第二十九項とし、同条第二十六項中「第四十一条第七項」を「第四十一条第十四項」に改め、同項第三号中「同条第五項」を「同条第十項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十五項中「第四十一条第六項に規定する政令」を「第四十一条第十三項に規定する政令」に改め、同項第一号及び第二号中「第四十一条第六項」を「第四十一条第十三項」に改め、同項第三号中「第四十一条第六項」を「第四十一条第十三項」に改め、同号ロ中「第二十三項第二号」を「第二十五項第二号」に改め、同項第四号中「第四十一条第六項」を「第四十一条第十三項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十四項中「同条第六項」を「同条第十三項」に、「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十七年十二月三十一日」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十三項中「第四十一条第六項」を「第四十一条第十三項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十二項中「第四十一条第五項」を「第四十一条第十項」に、「同条第五項」を「同条第十項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十一項中「第四十一条第五項」を「第四十一条第十項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十項の次に次の二項を加える。